

公正競争ワーキンググループ（第2回）

議事録

1. 日時

令和6年2月19日（月）12：30～14：30

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、大橋弘（東京大学 副学長／公共政策大学院 教授／大学院 経済学研究科 教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、高橋賢（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授）、西村真由美（公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事／IT研究会代表）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）

オブザーバ：

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

ヒアリング：

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官

【山内主査】 本日は、皆様御参加いただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、ただいまより公正競争ワーキンググループ第2回会合を開催いたします。

本日の会議につきましては、ウェブ会議による開催とし、一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

それではまず、事務局より、ウェブ会議システムの留意事項について、御説明いただければと思います。

【事務局（田中）】 事務局です。本日は、御発言に当たってはお名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料については、資料2－1から資料2－8まで並びに参考資料2－1及び参考資料2－2でございます。

なお、本日の資料には構成員限りの機微な情報も含まれているため、システムにおける表示では傍聴用の資料を投映させていただきます。構成員におかれましては、御発言いただく際、当該情報の内容には触れていただきませんようお願いいたします。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず、資料2－1、前回会合における主な意見について、事務局から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局の榎でございます。

資料2－1に基づきまして、御説明を申し上げます。

1ページでございます。

前回お示しした検討項目の柱立てに従って5つに整理をさせていただきます。

まず1つ目の柱立て、公正競争の確保に関する基本的な考え方といたしまして、前回の構成員の方からの主な御意見でございます。まず、公正競争は総合的事業能力を背景とした市場支配力の拡大が行われないこととすとか、通信市場はサービス競争のみならず設備競争が重要であるといった林構成員の御意見。また、電気通信事業法とNTT法が両輪となって公正な競争の確保が図られていることを踏まえて変更すべきあるいは維持すべき規律、消費者への影響について議論したいという西村真由美構成員の御意見。

そして、想定可能な事項について認められるか、認められないかを明文化すべきという相田構成員の御意見でございます。

2つ目の柱立て、NTT東西の通信インフラの在り方に関しましては、NTT東西のネットワークに関して他事業者に対してもNTT東西の利用部門と同一の条件で提供することを明確化すべきという相田構成員の御意見がございました。

3つ目の柱立て、NTT東西等の業務の在り方に関しましては、ネットワーク構造の変化を踏まえNTT東西の本来業務や活用業務の在り方について見直すべきという御意見、見直しに当たっては、移動通信事業やISP事業等、公正競争を阻害するおそれのあるものについては慎重に検討すべきであるという林構成員の御意見がございました。

4つ目の柱立て、公正競争の確保の在り方につきましては、累次の公正競争条件につきまして、規制や状況の評価が必要であるという西村暢史構成員の御意見。そしてグループ内の再編について規制の空白地帯となっていることから対応策を検討すべきという西村暢史構成員、また、林構成員の御意見がございました。

最後5つ目の柱立て、その他必要と考えられる事項につきましては、設備とサービスが分離可能となっている現状に適したものに法律を見直す機運が高まっているという矢入構成員の御意見等がございました。

資料2-1につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

続けて、今後さらに検討を深めるべき事項として示されております論点整理案、これに関わる提案募集を行いましたので、この提案募集に対して寄せられた意見の概要等と、それを踏まえた本ワーキンググループにおける検討項目案について御説明いただきます。資料は、2-2及び2-3でございます。事務局から御説明よろしく願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。

資料2-2、2-3に基づきまして、本ワーキンググループの検討項目について御説明を差し上げます。

まず、資料2-2に関しましては、公正競争ワーキンググループオリジナルの資料ではなく、通信政策特別委員会において2月2日にメール審議で御議論をいただきました資料でございます。

1 ページおめくりいただきまして、情報通信審議会通信政策特別委員会の議論を深めるために、昨年12月28日から本年1月22日までの間、論点整理案に対する提案募集を行いました。この結果、29件の御意見を頂戴したところでございます。

次のページにまいります。本ワーキンググループに関しましては、今後さらに検討を深めていくべき事項のうち論点4から論点9までが主に対象となるところでございまして、こちらは前回の資料で御説明したとおりでございます。

次ページ以降に、それぞれの論点について主な意見という形で整理をしてございます。

こちらに関しましては、次の資料2－3におきまして同様のものを掲載してございますので、そちらで御説明を差し上げます。

それでは、資料2－3を御覧ください。

公正競争ワーキンググループの検討項目案についてでございます。

1 ページ目、検討項目案の全体像でございます。

前回の公正競争ワーキンググループ第1回でお示しした柱立てから大きく変更はございません。1から5までの柱立てでございます。

まず1つ目、公正競争の確保に関する基本的な考え方、2つ目、NTT東西の通信インフラの在り方、3つ目、NTT東西等の業務の在り方、4つ目、NTTグループに関する公正競争の確保の在り方、そして最後5つ目、その他必要と考えられる事項でございます。

以上、5つの柱立てに従って、それぞれ詳細な項目について次ページ以降で御説明を差し上げます。

まず1つ目、公正競争の確保に関する基本的な考え方でございます。こちらに関しましては、先ほどの資料2－2で申し上げた項目に含まれているものではなく、ワーキンググループオリジナルの項目立てになってございますので、そういった意味で論点募集に対する意見の部分の記載はございません。そのため、公正競争ワーキンググループの前回の御意見について載せているところでございます。先ほど申し上げたとおりでございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

次ページ以降、大きな柱立ての2つ目の方からが、論点整理案として提案募集の対象となっていた項目でございます。

2つ目、NTT東西の通信インフラの在り方についてでございます。

中項目として黒背景で白文字、小項目として白背景で黒文字といった形で記載をして

ございます。そして、このページでは論点4－1関係と書いてございますが、小項目の右に論点に関する部分をレファレンスとしてお示ししてございます。

それでは、中身について御説明を差し上げます。

このNTT東西の通信インフラの在り方に関しまして、中項目1つ目、我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方でございます。こちら、小項目は設備の自己設置要件でございます。こちらに関してどのように考えるかといった点で、自己設置要件が引き続き必要であるという御意見がある一方で、見直しの必要があるといったもの、両論ございます。

また、下に目を移していただいて、設備の設置概念についてでございます。こちらに関しまして、設備の設置の有無に着目した規律の検証が必要であるといった御意見がある一方で、設備の設置概念は今後も重要な位置づけになるという御意見がございました。

次、通信インフラの在り方の2つ目でございます。NTT東西が果たす役割とNTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方、こちらについてどう考えるかということでございます。これに関しましては、特別な資産の適切な維持運用が今後必要であることから、アクセス部門について分離すべきという御意見、あるいは公正競争や安全保障に影響を及ぼすために慎重な議論が必要、さらに利用者の利便性等に悪影響を与えることからアクセス分離について行われるべきではないという御意見まで、様々な御意見が寄せられているところでございます。

そして、通信インフラの在り方、3つ目でございます。NTT東西の分離の在り方についてでございます。こちら、NTT東西の分離についてどのように考えるかといったところで、仮に統合された場合には、NTT東西の独占回帰が進んで公正な競争環境が維持できないといった懸念があることから、NTT東西の分離について引き続き維持されることが必要であるという御意見がある一方で、将来的に経営の必要に応じてNTT東西の統合も戦略の1つとなるように見直しが必要であるという御意見がございました。

次のページ、NTT東西の通信インフラの在り方の最後のページでございます。線路敷設基盤の公正競争の確保の在り方についてでございます。こちらに関しましては、公的な資産を継承した事業者と、新規で整備を行う事業者の間で公平な競争条件が確保されることが重要であるといった御意見がございました。また、前回の会合におきまして、

相田構成員から、下の枠でお示ししているような御意見を頂戴したところでございます。

次、7ページ目から、大きな柱立ての3つ目、N T T東西等の業務の在り方に関してでございます。

1つ目、N T T東西の本来業務の在り方に関してでございます。まず、県域業務規制につきましましては、見直すべきという御意見が大宗を占めているところでございます。

他方で、次のページ、本来業務の範囲につきましましては、様々な御意見を頂戴しているところでございます。移動通信事業やI S P事業等、公正競争の確保に影響を及ぼすような業務を行うことに関しては、引き続き禁止をすべきであるといった御意見がある一方で、地域の課題に対してトータルでソリューション提供を行うことが求められるということ等を踏まえて、業務範囲規制の見直しが必要であるという御意見を頂戴しているところでございます。

次、少し毛色が異なりますが、3つ目、制度見直しの留意事項についてでございます。こちらに関しましては、N T T東西の業務範囲に関する制度の見直しに当たって、規律の廃止と新設を一体的に進めるべきではないかというような御意見を頂戴したところでございます。

業務の範囲に戻りまして、4つ目です。N T T東西の本来業務以外の業務の在り方についてでございます。こちらに関してどのように考えるかといったところで、次の11ページで主な意見を記載してございます。こちらに関しましても、様々な御意見が寄せられているところでございまして、業務範囲規制の見直しが必要であるという一方で、公正競争の確保の観点から一定の規律が必要といった御意見を頂戴しているところでございます。

12ページ目、業務の在り方の最後のスライドでございます。

これまでN T T東西でしたが、こちらはN T T持株による事業の実施の在り方についてでございます。こちらに関しましては、公正競争上の懸念が生じるため、N T T持株による事業の実施を認めるべきでないといった御意見がある一方で、機動的な事業展開を可能とするような観点からN T T持株が一定程度事業を実施できるように見直しを行うことが必要であるという御意見を頂戴しているところでございます。

次、大きな柱立ての4つ目、N T Tグループに関する公正競争の確保の在り方でございます。こちら、様々な累次の公正競争条件がある中でこういったものについてどう考えるかということでございます。こちらに関しましては、それぞれの条件について様々

な御意見が寄せられているところがございますので、以下、御覧をいただければと思います。

次のページからが、最後の柱立て、5つ目の部分でございます。その他必要と考えられる事項でございます。

まず1つ目、卸の電気通信役務に係る規律についてどのように考えるかといったところでございます。こちらに関しては、卸が基本的にビジネスベースであることから規制は必要最小限であるべきという御意見がある一方で、透明性や公平性の確保が課題であるという御意見も寄せられているところでございます。

次に、第二種指定電気通信設備設置事業者に関する禁止行為規制に関してでございます。こちらに関しては、現状、NTTドコモだけに禁止行為規制が課されておりますが、こちらに関してNTTドコモだけに禁止行為規制を課することは適当ではないという御意見から、NTTドコモに加えてKDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対しても適用すべき、あるいは市場支配力を有すると指定されていない電気通信事業者に対して禁止行為規制を適用すべきとの見解は適当ではないといった形で、様々な御意見が寄せられているところでございます。

次に、その他必要と考える事項、3つ目、電話時代の規制・ルールの在り方についてでございます。こちらに関しては見直すべきという御意見がありまして、さらに国際電報あるいは国内電報についても議論が必要であるといった御意見を頂戴しているところでございます。

次、4つ目、5G時代、スタンドアローンの時代の機能開放についてでございます。こちらに関しては、現在行われております協議を注視することが適当であるといった御意見がある一方で、積極的に実現を図るべきという御意見があったところでございます。

こちらが最後のスライドでございますが、ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方に関してでございます。電気通信事業法全体に関わるような部分でございまして、規制の根幹である電気通信事業の概念の見直しが必要である等の御意見を頂戴したところでございます。

今後の公正競争ワーキンググループにおきましては、これら5つの検討項目について皆様に御議論を頂戴できればと考えているところでございます。

私の方から、資料2-2及び資料2-3に基づく御説明は以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。今御説明いただいたように、本ワーキンググル

ープの検討項目の案ということでございました。これについて、何か御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、検討項目につきまして、案のとおりとさせていただこうと思います。

次の議題に入ります。本日はヒアリングがメインの議題でございます。まず、資料の2－4に基づいて、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【榎周波数調整官】 資料2－4、本日のヒアリングについてでございます。

1ページをおめくりいただいて、本日のヒアリングについてでございます。

公正競争の確保の在り方全般につきまして、以下の事業者の皆様からヒアリングを実施したいと考えております。4社の方から予定をしております。まず日本電信電話株式会社、次にKDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、最後、楽天モバイル株式会社、以上の4社の皆様からプレゼンをしていただければと考えてございます。1社当たり15分程度で御説明を頂戴できればと考えております。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、公正競争の確保の在り方についてヒアリングを行いたいと思います。今おっしゃったように、1社当たり15分ですけれども、全体の時間も限られておりますので、まず、4社に続けてプレゼンを行っていただいて、後ほどまとめて質疑、意見交換の時間とさせていただこうと思います。繰り返しますが、プレゼン時間は各社最大15分ということでございます。

それでは、まずは日本電信電話株式会社より御説明をお願いいたします。

【NTT】 NTTの城所でございます。

それでは、NTTから、御説明をさせていただきたいと思います。

本日はこのようなプレゼンの機会を与えていきまして、ありがとうございます。お礼申し上げます。

それでは、次のページ、目次でございます。

本日は、このような構成に基づきまして御説明をさせていただければと思っております。

では、早速ですが、説明の中身に入りたいと思います。

次、2ページ目です。

まず、市場環境の変化は、前提でございます。これはかねてから申し上げておりますけれども、もともとNTT民営化当時、この下の絵でいうと左側です。この頃には電話中心で、もちろんNTTが独占をし、技術もある意味国内ベンダーが交換機をつくっていくというような形で、ようやくこのときに国内での競争導入と、こういった時代でございました。それが、現在では皆さん御存じのとおりかと思えますけれども、まず、サービスでいうとインターネット・モバイル・SNS・アプリが中心になり、携帯電話が2億契約を超えているという状況です。シェアも、もともと独占だったものがどんどん変わってきています。それから技術については、今では、いわゆるIPの世界で言いますと、ルーター、スイッチ等々がサーバーとかそういったところがいわゆる設備の主要なところになりますけれども、ここも大宗は海外ベンダーが今シェアを占めているという状況になっています。さらには、環境のところかというと、国内の競争だけでなく、GAFAMが通信レイヤーにまで進出してきて、国内だけでなくグローバルな競争が始まっているという状況でございます。したがって、こういったところを踏まえて、新たなルールの見直しをしていくフェーズに来ているのかなと思ってございますし、今後はIOWN・6G、O-RAN、NTN等、新しい技術を世界に先駆けてどんどん展開していくということも必要になってくると思ってございます。そういった観点でも、それに即した制度の見直しというものが必要だと考えているところでございます。

次のページです。

基本的な考え方といたしましては、新しいルールを検討する上では電気通信市場における公正競争の確保というものに着目した上で、将来にわたる国民の利便性向上、それから我が国の国際競争力・産業力強化というものを目的とするべきであるということです。2個目に書いてございます。これも以前から申し上げてきたところではございますが、固定電話の利用が大幅に減少しておりますので、2035年頃を目途にメタル設備は縮退せざるを得ないということでございます。ユニバーサルサービスそのものをメタルの時代から新たにルールへと転換していくことが必要で、利用者利便、国民経済の観点からモバイルを中心にしていくべきだと考えています。ここは、また別途、ユニバーサルサービスワーキングがございますので、そちらのほうで詳しい意見を述べさせていただきたいと思っておりますが、新たなユニバーサルサービスの仕組みの検討と、それを踏まえた各種ルールの設計が必要になると考えます。ユニバーサルサービスも、公正競争のルールに影響を与える1つの重要な要素だと思えますので、ユニバーサルサービスの

議論も両輪で踏まえながら、この公正競争の議論を進めていくのがよいのではないかと考えているところです。

次のページをお願いします。

このページは、この後の御説明の、ある意味目次的なものでございます。この下の2個目の四角のポチで書いてあるとおり、当社としては、NTT法の責務等を見直して、以下を実現していくということが必要だと思ってございます。

1つ目は、先ほど申し上げたユニバーサルサービスの見直しです。国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる仕組みを、モバイルを軸としてつくっていくことが必要なのではないかと思っています。それから、研究開発推進責務・普及責務については、今回答申でも見直しが適切と、撤廃が適切としていただいたところですが、ぜひこれをIOWN等含めて、国際競争力・産業力強化を実現してまいりたいと思ってございます。それから、3個目のポチですけども、ここは持株等の業務範囲規制です。これは、持株は研究開発成果を用いた事業展開の加速、あるいは東西は地域産業の活性化、地方創生の推進等を実現していくとともに、サステナブルな企業体になるべく効率化も進められるような見直しをしていただきたいということです。それから最後、それ以外のところで言うと、ドコモの禁止行為規制、これがドコモのみに課されているということを見直していただきたい。あるいは、メタル縮退を踏まえて、電話の時代の規制を見直していただきたいということでございます。

次のページから、少し各論を御説明したいと思いますが、まず、その前に、NTT東西のネットワーク提供ということで、5ページ目でございます。かねてから申し上げますとおり、NTT東西はしっかりと事業法のルール等も遵守して、他事業に対して公平にネットワークの提供をしていきますということはもう何ら変わらないということでございます。ただ一方で、この事業法のルールというものが設備シェア50%という基準を超えて一種指定に指定されるということに基づいて課されている義務だということで、逆に50%を切ると、その規制を逃れることができるのではないかと御指摘も一部ございます。もちろんそういったことを行う考えは当然ありませんけれども、仮に、そこは不安要素であって担保される必要があるということなのであれば、例えば一種指定を外れる際に総務大臣の認可が必要とする等、事業法でそういった規定をしていただくことも考えられるのではないかと考えているところでございます。

次のページです。

NTT東西の話でございます。NTT東西は、日本の情報通信を将来にわたってしっかりと支えていくということが必要だと思ってございます。一方で、先ほど申し上げたとおり、固定電話の赤字が拡大し、さらに光の純増が鈍化していくという中で、さらなる抜本的なコスト改革、新たな成長を実現してしていくことで安定的にネットワーク基盤を運営するだけではなく、さらに将来のネットワーク高度化に向けた投資余力も一定程度確保していくことが必要だと思っています。その実現に向け、電気通信市場における公正競争に大きな影響をもちろん与えない範囲で、テクノロジーの変化に伴う機動的な資産の効率化・投資や、効率化追求のための東西統合、あるいは業務範囲規制の見直しといったことを実現していただいて、事業の自由度をある程度確保して、NTT東西をしっかりと未来永劫ネットワークを支えていける、かつ高度化していけるサステナブルな企業にしていきたいと考えてございます。

次のページでございます。

このページは、自己設置義務等々についてのお話でございます。まず、1つ目の四角に書いてございますとおり、設備シェアリング、オフバランス化といった効率化というものが、今自己設置があることでできないということでございますので、こういった事業設備の譲渡も含めて、こういったところの見直しをぜひしていただきたいということ。それから、2個目の四角に書いてございますが、下に岐阜県の図がございまして、少し分かりやすく色分けをしております。青いところが、NTT西日本の光のエリアです。オレンジ色のところが他事業者です。電力系だとかケーブルテレビの事業者の方々の光のエリアです。白い丸が、誰もまだ光もやっていない未光のエリアということでございます。これはあくまで岐阜県の例でございますが、例えばこういう白いエリアに今後光を展開していくということになった場合、ここは当然最終的に誰もやるべき方がいなければNTT東西がその責務を担うということで、我々としては、そこはぜひ責任を持ってやっていきたいと思っているところではございますが、そのときも、なるべくこのオレンジのところにある設備というのを活用させていただくということが効率的だなと思っていまして、青いところから白いところの間にあるオレンジの設備が、もし技術的に転用利用可能で、かつ空いているということであれば、そういった設備もうまく活用させていただくという仕組みも、ぜひ考えていただきたいということでございます。

次のページでございます。

NTT東西のさらなる効率化に向けてでございます。下に書いてございますとおり、

固定電話、左の折れ線グラフ、青いところでございます。ずっと落ち込んできているところ。一方で、赤い線が光でございます。伸びてきているんですが、実は右側に直近の純増数というものを記載させていただいていますけども、大分ここ最近、もう光の純増が伸び悩んでいるとか頭打ちになりつつある状況でございます。したがって、こういったところに対してしっかりとより一層の効率化、これまでもかなり効率化というものを推進してきているわけですが、さらに一步進んだ抜本的な効率化ということもやっていく必要が出てくるんじゃないかなろうかと考えているところでございます。したがって、将来的にNTT東西の統合というものも選択肢の1つとして検討可能になるように見直しをしていただきたいということでございます。

次のページでございます。

NTT東西の業務範囲規制でございます。ここは、先ほど申し上げたサステナブルな企業体になるために事業的な成長もしっかりとしたキャッシュを生み出していかなくちゃいけないというところでございます。IOWN含め、高度化の投資をするためのキャッシュを生むためというところもあります。そこに向けて、この下の絵で御覧いただければと思います。現在、NTT東西の本来業務は県内通信ということで、県間通信は活用業務を使って届け出れば一部できるということになってございます。ここについては、今後はもう県内・県間の区別なく提供できる仕組みにしていくということが必要ではないかと思っています。その上で、私どもが今回ぜひ見直しをお願いしたいと考えているのは、一番右の非電気通信のところの領域でございます。ここがまさに地域産業の活性化に貢献できるエリアでございまして、ここは実は自治体含めて地域の方々からいろんな御要望をいただいているところです。ただ、そういったものに対してワンストップでお応えできないということで、これは後で次のページで御説明をしますが、そういったものもできるようにしていただきたいということでございます。一方で、真ん中にあります移動体だとかISPといった事業に進出をするのかというと、全くNTT東西がそこに進出するつもりはございません。さらに言うと、もちろんNTTドコモとNTT東西との統合ということも行いう考えはございません。ここは、公正競争に非常に大きな影響を与えるということで、事業者の方からも御心配の声をいただいているというところでございますので、こういったところは当然やるつもりはございません。あくまでやりたいのは非電気通信のところ、事業を拡大して、地域の困りごとに応えていくというところでございますので、もしどうしても担保をということであれば、これも事業法で規

定いただくということが、考えていただけることもあるんじゃないかと思っているところでございます。

次のページです。

これ、先ほど申し上げた事例です。左がワクチンの接種の、コロナのときのBPOのソリューション、それから右側が農業と再エネです。それぞれワンストップで自治体の提案にお応えするケースですけれども、NTT東の例ですが、NTT東がやっているのは、実はそれぞれの左及び左上にあるNTT東日本と書いてあるところ、ネットワークサービスだとかIoTセンサーのところだけです。それ以外のところ、コンタクトセンターとか接種会場設営だとか摂取券の印刷だとかというところは、子会社等でやらざるを得ない。右側の例で言っても、バイオガスピラントだとか次世代ハウスの農業の営業だとか、こういったことで資源を循環していくような環境サービスを効率的にやっていくというのも、子会社等々でやらざるを得ず、ワンストップで提案提供できないということで、非常にここにまだ制約がございますので、こういったところの制約をぜひなくしていただいて、地域に貢献できる企業になってまいりたいということでございます。

次のページでございます。

それから、持株の業務範囲規制でございます。持株が研究をした成果が、事業化して実用化されるに当たっては、収支でいうと、最初は当然赤字で潜る期間というのがございますが、いわゆる死の谷と言われているような、そういう赤字の期間を乗り越えることを嫌がってパートナーが例えば組んでくれないとか、そういったケースも出てくると思っています。なので、そういったケースに、パートナーだけでなくて自らもハンズオンで事業をやって、その死の谷を越えていくということができるようになっていたきたいということでございます。

次のページです。

それから、累次の公正競争条件でございます。これは、それぞれ分社時の際に自ら宣言をしてきたものでございますが、当時から大分時間も経ち市場も変わってきているということで、中には見直しをしていただくべきものが出てきているということでございます。NTT東西やNTTドコモに関わるものについて見直しいただきたいということではございませんが、例えばNTT持株とNTTデータの間といったところ、あとは部分的に認めていただいた共同調達についても、もう少し商材の制約をなくしていただいて、よりコスト効率を追求できるようなルールへと見直しいただきたいということでござ

ざいます。

次のページでございます。

移動体事業の禁止行為規制でございます。これもかねてから申し上げてございますが、ドコモのみに課されている禁止行為規制でございます。これは、今のシェアだとか、あるいはMMOとMVNOの関係性を見たときに、ドコモだけが規律されるという状況ではもはやなくなっているのではないかと考えておりますので、ここについては、ぜひ見直しをお願いしたいと考えてございます。

次でございます。

最後、電話時代のルールでございます。申し上げたとおり、メタルは縮退しているということになりますので、それに応じて電話時代のルール、LRIC等のルールというものはいずれ見直しをいただきたいということでございます。

それから2点目、国際電報の話、論点にもありましたけども、国内電報についてもかなりもう収益が落ちて赤字になっていて利用されなくなっているという状況でございます。下の絵にあるとおり、9,000万を超えていたものが今377万まで減り、今、NTT東西で16億円の赤字という状況でございます。こういったことに対して、機動的に事業を見直し、効率化を行うため、提供条件を自由に変更できるように、現行の認可制はぜひ廃止をしていただきたいと考えてございます。

雑駁ではございますが、弊社の御説明は以上となります。ありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは、次は、KDDI株式会社をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【KDDI】 KDDI、岸田です。では、資料に沿って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

目次は飛ばしまして、1枚目から。

まず、公正競争ということですので、これまで規律がどうなっていたかというところですが、自由化以降、設備の公平利用に関する規律と組織に関する規律、この両輪で公正競争が確保されてきております。非構造的措置と言われる公平利用の規律ですが、電気通信事業法は、特別な資産の上に構築されているボトルネック設備との接続条件をいかに公平にするかというところを規定しています。もう一方で、構造的措置と言われている組織に関する規律、NTT法に主に規定されていますけれども、こち

らも、特別な資産を持っていて、かつ巨大な組織であるN T Tの機能の分離・分割、適正な経営形態・事業領域・業務範囲に関する規律を担っています。

次、お願いします。

これは、当時審議会答申でこういったことが整理されて実施されてきたわけですが、ここの2つの両輪が必要だということは今も変わっていないと考えております。

次、お願いします。

なぜかという、まず、特別な資産というものは昔も今も変わらずあるわけですし、これは電電公社時代に国民負担でつくられたものということで、これまでも何度か述べさせていただいていますけれども、これは民間企業で投資して構築するようなことができるようなものではない巨大なインフラです。ここに書いてあるとおり、当時の設備投資で25兆円ということで、今の価値換算で40兆円ぐらいと試算しておりますけれども、こういったものは費用の問題だけではなくて、時間的にも直ちにつくれるようなものではないということです。

次、お願いします。

当然40年ぐらいたっているわけですから、環境変化しているわけですが、この特別な資産の意味というのはどうなのかというところです。この図を見ていただきたいんですが、下の方から線路敷設基盤、局舎、とう道、管路、電柱、これが先ほどお話しした誰もががつくれるものではありません。これの上に、電気通信設備ということで、当時はメタル回線、今は光ファイバが主流になってきていますけれども、これが構築されていて、これが光ファイバと線路敷設基盤で、一体的に特別な資産ということで、今もなお存在しています。この上に、通信サービスが、先ほどN T Tのプレゼンにもありましたけれども、当時電話だけでしたが、今は、I P電話、ブロードバンド、携帯電話といろんなものに広がってきていて、特別な資産がいろんなサービスを今支えている基盤になっているというところで、むしろその重要性は高まっていると考えております。

次、お願いします。

この特別な資産、公正競争の問題だけではなくて、ユニバーサルサービス、安全保障の面からも特別な規律が必要なインフラだと考えております。といいますのも、ここの下の方に書いてありますけれども、N T Tが特別な資産を自己設置しているところ、これが自由に譲渡されたりすると、下に書いておりますとおり、ユニバーサルサービスが維持されないとか、公正競争が阻害されるとか、安全保障・災害対応に支障が出る

といったNTT法に規定してあるところが担保されなくなることが懸念されるということで、この特別な資産があることイコールNTT法が必要というところ、ここは今も変わっていないと考えています。

次、お願いします。

先ほど冒頭申し上げました、NTT法と事業法の両輪で規律していると言っている中で、NTT法の方で構造的措置をとっているということなんですけれども、中身はどんな措置なのかというところなんです。

ここは、特別な資産を持っているということがありますので、NTT東西に対して、事業領域に制限をかけているということです。これは、経営の自由という私権を制限しますので、特殊法人であるNTTをNTT法で規律してこのように定めています。これによって、ボトルネック設備を持っていたとしても競争が成り立つように構造的措置をとっておることから、ISPであるとか移動通信、放送事業等への進出を禁止しているということで、これも今も変わらず必要な規律かと思います。

次、お願いします。

それからもう一つは、業務範囲規制、事業料金の規制だけでなく、組織的な分離・分割ということ、これまでの審議会の議論の中でやってきているということです。ここは、ボトルネックがあるNTT東西とNTTドコモの合併の問題だけではなくて、過去見ていただくと、NTTデータの分離、それからNTTドコモの分離、そして、NTT持株・NTT東西・NTTコミュニケーションの再編といったことをやってきていて、これが本来NTTの在り方ということで当時考えられた答申の形ということです。

次、お願いします。

ただ、実際この構造的措置をしっかりと完成させるという意味では、1999年のときに持株体制が入ったことから、実質的には達成されていないと考えています。そういう意味では、これによって再編成は骨抜きにされていて、ここはあまり議論がないまま、NTTグループという形で組織的には分けられていても、資本的には一体のグループが温存されているというところは課題があるかと考えております。

次、お願いします。

その後も、一体化、独占回帰ということをしてきていると我々には見えておりまして、2020年のNTTドコモの完全子会社化、それから22年のNTTドコモとNTTコムの一体化、さらにはNTTデータの再編も昨年行われているというところもあって、む

しろS I 事業とかモバイル事業といった事業の領域は広がっている中で、公正競争への影響というのはむしろ拡大していて、ここの構造的措置は、むしろ昔よりもしっかりとらなきゃいけないという状況になっているかと考えております。

次、お願いします。

こうやって考えますと、特別な資産をNTTグループが持っているということでありますので、NTT法による特殊会社としての規律は必要であると考えています。特殊会社としての責務を担っていただく必要があると思うのですけれども、ここをもうやりたくないということであれば、この特別な資産と資本的なつながりを切り離していただいた方がいいのではないかと思いますので、持株制の廃止や、NTTドコモ、NTTデータの完全資本分離をしていただくということが必要になってくるんじゃないかといったことが論点になってくるんじゃないかと考えております。

次、お願いします。

今NTTデータの話が少し出たので、これまでこういう場であまりお話ししていない一方、市場検証会議等ではお話しさせていただいていましたので、繰り返しになるところもありますが、公社時代に、下の絵の四角で囲ってある7つのシステム、自動車登録だとか救急医療であるとか輸出入の港湾関連、それから社会保険のシステム、気象観測システム、官庁の会計システム、航空関係のシステム、こういったものは、当時公社として担われたものを、NTTデータが引き継いでいるところです。その後、分離後も特許庁システムとか、金融関係の銀行のシステムとかをやられていますけれども、こういったものも含めて、社会インフラですので、ベンダーロックインが発生していると、50年以上やっていると書かせていただきましたが、逆に言えば、そう簡単にインフラを入れ替えることはできないので、こういったものをNTTデータを中心に担われているという事実があるということです。

次、お願いします。

こういった実態がありますので、先ほどNTTデータの分離と申し上げたのは、ここに書いてありますとおり、特別な資産を持って、通信で圧倒的なNTTグループと、こういった社会インフラシステムで圧倒的なNTTデータが統合すると、支配力が増大して、いろいろな業界で通信以外の業界も含めて競争がゆがむのではないかとこのところがありますので、一定のルール、1つは資本分離というのが手だと思えるのですけれども、そういったことが必要なのではないかと考えております。

あと、N T T持株については、左側に書いています責務があると考えていまして、1つは、電気通信役務の安定的な提供ということ。それから、基盤となる電気通信の研究を行うこと。これらがもともとの責務であって、事業領域を拡大することによって、本来の責務が全うできなくなるリスクがあると考えていますので、N T T持株の事業領域の在り方については、慎重な議論が必要であろうと考えております。これは、これまでも申し上げていますが、N T TドコモであるとかN T Tコムであるとか、N T Tグループの他の会社であるとか、直接にN T T法の規律を受けない会社で業務を行うことは可能ですので、これまでどおり慎重にここは扱った方がいいのではないかと考えております。

次、お願いします。

ここは飛ばします。

ここも飛ばさせていただきます。

最後に、こういったことで、公正競争、ユニバーサルサービスあるいは安全保障の観点から、国民生活に影響を及ぼすN T Tの特別な資産をN T T法の廃止によってリスクにさらすべきではないと考えておりました、2025年の通常国会を目途にN T T法の廃止の措置を講ずるというような旨の附則を定めることには反対であります。地域事業者をはじめとする181社が反対しておりますので、国民の声を聞いていただいた上で、慎重かつ丁寧な議論をお願いしたいと考えております。

以上、ありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは、次はソフトバンク株式会社をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。本日はこのような御説明の御機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、資料に基づき、御説明させていただきます。

ページをめくっていただいて、1ページを御覧ください。

まず、本議論の前提を述べさせていただきます。現状、我が国の電気通信市場につきましても、公正な競争環境の観点から、電気通信事業法とN T T法の両輪で機能しており、今回の法改正に関する議論も極めて重要な政策課題であると認識しております。つきましては、2025年を目途に、N T T法を廃止の可能性をあらかじめ示すなど、

予断を与えることなく、国益や国民の皆様の声をしっかり反映しつつ、時代に即した規律の在り方というものを議論していただきたいということを要望させていただきます。

次のページを御覧ください。

これは、KDD I も述べられていましたけれども、当社の意見については、この後御説明させていただきますが、公正な競争環境の確保のためにNTT法は残すべきという意見でございます。全国の電気通信事業者ですとか自治体の181社が同様の意見を表明しておりますので、その点も十分御考慮いただきたいと考えております。

3 ページを御覧ください。

ここから具体的な意見の中身を述べさせていただきます。

他の会社も述べていますけれども、本議論の前提としましては、NTTが他事業者では構築しえないような規模の線路敷設基盤とこれを活用した固定回線網という特別な資産を保有しているという点が極めて重要な議論のポイントであると考えています。この点において、NTTは電気通信事業者の中で唯一無二の特別な会社であると考えております。

4 ページを御覧ください。

こちら、皆様、既知のことだとは思いますが、NTTの有する特別な資産につきましては、モバイルですとかIoTサービスを含むあらゆる通信のアクセスラインに不可欠な基幹網となっております。

5 ページを御覧ください。

したがって、このような特別な資産を保有するNTTにつきましては、公正競争の観点において特別な資産の公平な提供と資産の保護、これら2つを確保するということが求められていると考えています。

以降、この2つの観点から、制度の在り方に関する当社の考えを御説明させていただきます。

まずは、公平な提供の確保についてです。

7 ページを御覧ください。

特別な資産は、前述のとおり、あらゆる通信事業者のサービス提供において不可欠であり、その公平公正な提供の確保を行うことは、公正競争における重要なポイントだと考えております。これについては、現状事業法における第一種指定電気通信設備制度において、NTT東西へ各種行為規制などが課されることで担保されており、これらにつ

いては、引き続き維持することが適切だと考えております。

8ページを御覧ください。

一方で、第一種指定電気通信設備制度については、引き続き公平性のみならず公正な機能開放等が担保されているのか、そういった視点でも留意していただく必要があるかなと考えています。こちらに2つ例を述べさせていただいていますが、従前より機能開放の在り方がNTTグループに有利と捉えられるような貸出単位であったり、条件面ですとかスケジュール面で折り合いがなかなかつかずに機能開放までに非常に長い時間を要したというケースが存在しました。引き続き、機能開放等の観点においては、形式的な公平性のみならず、公正競争の確保という観点で適切であるかということに関しては検証を行っていただきたいと考えております。

9ページを御覧ください。

近年、固定ブロードバンドを中心に第一種指定設備の卸サービスも活発化しております。代表的なものとしては、光サービス卸がありますけれども、これについては、接続と規制の強度が異なるという点に留意が必要ではないかと考えています。特に近年、NTTグループと一体化の流れがある中で、NTT東西が卸サービスの料金低廉化を行うインセンティブが弱まっているという点にも留意が必要だと認識しております。具体的には、このスライドの右の図にありますとおり、卸元のNTT東西と最大の卸先であるNTTドコモの資本というのは一体化していますので、NTT東西が利益を最大化しやすい構造になっていると考えております。

10ページを御覧ください。

卸料金に関しましては、NTT東西でおのおの原価が異なるという状況がありますが、実際それが卸料金の際には反映されていないという課題も存在します。元来、NTT東西の分離は地域間でのヤードスティック競争を推進し、非効率性を排除すべく導入されたものですが、この点、NTT持株を中心とした体制が行われていることによって現状実現しているとは言い難く、競争事業者としても十分恩恵が受けられていないと考えています。したがって、卸料金という視点からも、NTT東西への構造規制を含む既存の制度が十分に機能しているか継続的に検証し、必要に応じて追加措置というものを講じていただきたいと考えております。

11ページを御覧ください。

加えて、特別な資産を保有し市場において構造的に優位な立場にあるNTT東西には、

現状構造規制の一環として、N T T法による業務範囲規制が定められております。時代に応じて制度を見直す際にも、当該規制に関しては最低限維持されるべきであり、特に他社も申し上げておりましたけれども、競争上影響が大きい移動体ですとかI S P事業などについては、引き続きN T T東西が行うことというのは禁止すべきであると考えております。

12ページを御覧ください。

N T Tグループには、今までの旧公社時代の資産ですとか、市場支配力を有するという歴史的な成り立ちによって、累次の公正競争条件が示されていた経緯がございます。こちらについては、時代が変わっても特別な資産を有する限りは普遍的なものであり、引き続き維持されるべきと考えております。

13ページを御覧ください。

他方、これら累次の公正競争条件は制度的に担保されたものではないという部分がございますので、N T Tによって一方的に反故にされたという事例が過去存在します。公正競争条件には、N T T持株によるドコモへの出資率というものが内容に含まれているんですが、事前の議論が行われることなく、2020年にN T T持株によるN T Tドコモの完全子会社化が実施されました。N T Tの経営方針ですとか、そういう環境変化に基づいて、一方的に過去の公正競争条件がリセットされるというものは今後あってはならず、これら条件に対する遵守状況の検証ですとか制度化というものも引き続き検討していくべきではないかと考えております。

続きまして、資産の保護に関して御説明をさせていただきます。

15ページを御覧ください。

前述の国のあらゆる通信を支える基盤であるN T T東西の特別な資産については、その性質上、国益や国民の利益に関するような用いられ方というものがなされないように、N T T法においてN T Tのあるべき姿が規定されています。具体的には、このスライドにあるように、N T T法に規定されております安定的な電気通信の提供の確保と、地域電気通信事業の経営の2点がそれに該当します。これらについては、特別な資産を保有する限りは、現在かつ将来にわたり不変であると考えております。

16ページを御覧ください。

特別な資産に関しましては、平時はもちろんですが、災害時、安全保障時の脅威というものも踏まえた検討をしていく必要があると考えております。直近の能登の震災にお

いても、我々携帯事業者の本格復旧においてN T T東西の光ファイバの復旧が不可欠でした。また、右半分の図にありますとおり、今後通信があらゆる産業の基幹インフラとなる中で、最も根幹をなす特別な資産については、安全保障的な観点からも、他の通信事業者とは異なる別格での保護というものが必要になると弊社としては考えております。

17ページを御覧ください。

加えて、我が国の基幹的なインフラそのものを確実に保護するという観点において、保守ですとかサービス運用に関する迅速かつ確実な対応が必要であると考えております。そのため、N T T東西には、他社に依存せず、一貫した設備維持の義務を引き続き課すということが適切であると考えております。

18ページを御覧ください。

我が国の基盤インフラである特別な資産の重要性を踏まえますと、N T Tの本来業務を法的に担保することというのは非常に重要だと考えております。従前より、N T Tが事業拡大の御要望があるとは認識しているんですけども、少なくともN T T東西の本来業務がおろそかになって、特別な資産がリスクにさらされるというようなことは決してあってはならないと考えています。したがって、右に書いてある青枠で囲ってあるような業務範囲規制ですとか活用業務制度などについては、維持強化が必要であると考えております。

19ページを御覧ください。

同様に、特別な資産保護の観点で、当該資産を譲渡したり、担保に供することで資金調達をして、本来業務以外で過大なリスクを負うということはあってはならないと考えています。例えば、昨今N T Tが意欲的に半導体産業等についてコミットしておられますけれども、半導体の産業に関しては好不況の波もかなり激しくて、N T Tが特別な資産を担保にするなどで、日本の通信インフラがリスクにさらされるというような可能性も否定できないかなと考えております。

以上のことから、N T T法における事業設備の譲渡・担保制限というものは引き続き必須と考えております。

20ページを御覧ください。

こちらは課題感になりますけれども、現状N T Tの重要設備の譲渡・担保制限の対象に、局舎、とう道、管路といった線路敷設基盤が含まれておりません。これについては、

やはり速やかに対象に指定して、特別な資産を網羅的に保護する必要があると考えております。

21ページ、最後に、これまでのことを踏まえまして、法制度の在り方について述べさせていただきます。

22ページを御覧ください。

現状、これまで申し上げてきたとおり、電気通信事業法とNTT法の両輪で公正競争を確保しておりまして、歴史的にも同時期に成立したという背景がございます。

23ページを御覧ください。

NTTは電気通信事業法で公正競争が担保されているということ、あるいはNTT法で必要な規定があれば事業法等に移すことで対応できるんじゃないかと過去御提案されていたと認識しています。これについて、複数の視点で私たちは反対の立場です。

特にこのページに書かせていただいた1点目、特別な資産の存在に起因するNTTの責務については、その全てをあまねく通信事業者を対象とする電気通信事業法に包含するというのは極めて難しいと考えておりますので、ここに関しては強く反対させていただきたいと思っています。少なくとも、シェア等に基づいて非対称規制である禁止行為規制の中にNTTの構造規制を盛り込んだり、あるいは非電気通信事業者であるNTT持株の規定を盛り込むということはそぐわないと考えます。また、特別な資産を有するNTTの私権を制限するような強制力のある規定というものも、事業には不向きであると考えております。残りは、資料を後ほど御確認いただければと思います。

24ページを御覧ください。

これまで述べてきた必要な法規定に関する当社の考え方から、NTT法廃止には断固反対の立場です。

加えて、必要な規定がまだ現時点では確定していないということもありますので、25年を目途にNTT法廃止の可能性を示唆するような法改正を行うことについても、当然ながら反対の立場です。

25ページを御覧ください。

基本的な考えはこれまで述べてきたとおりですけれども、仮にNTTに対して相応な規制緩和がなされるという場合につきましては、アクセス部門の資本分離を行って、特別な資産を保有する事業体を完全に独立させるというような必要があると考えております。

26ページ、こちらがまとめになります。

繰り返しになりますけれども、N T Tの特別な資産の公平な提供、資産の保護の観点から、電気通信事業法とN T Tの両輪は今後も必要であり、当該法規制を維持・強化することが適当であるというのが当社の考えになります。

最後、28ページに、時間の都合上説明を割愛したその他論点の意見をまとめておりますので、こちらは後ほど御確認いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、楽天モバイル株式会社に御説明お願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【楽天モバイル】 楽天モバイルの前田でございます。本日は、このような発表のお時間いただきありがとうございます。

資料に沿って御説明させていただきます。

まず、公正競争の確保に関する基本的な考え方について、当社から新規事業者の観点から意見を述べさせていただきたいと思えます。

次のページに移ります。

当社は、4年前に、携帯市場に新規事業者として参入いたしました。参入当初より、携帯市場の民主化というのを掲げて、新しいテクノロジーで低廉なサービスを提供することを目指し、事業に引き続き取り組んでおります。

次のページに移ります。

新規事業者である当社の参入後、公正な競争が促進されたことによりスマホ料金の低廉化が進んだと当社としては考えております。公平公正な使用環境の上に新しいプレーヤーが参入できる環境こそが、魅力的なサービスを生み、ひいては国民の利益につながると、新規事業者としては強く考えております。

次のページに移ります。

公正な市場競争環境が不可欠であるという点を踏まえて、具体的に通信市場の公正競争をどのように確保するべきかという点につきまして、当社の考え方を述べさせていただきます。

次のページに移ります。

こちら、他の会社さんもおっしゃっておりますけれども、大前提といたしまして、N

NTT東西のお持ちの特別な資産が電気通信サービスにおいて極めて重要という点があると考えております。固定サービス、モバイルサービスも含めた我が国のあらゆる電気通信サービスは、実質的にNTT東西の特別な資産に依存せざるを得ません。これは、新規事業者として2018年から基地局の開設を進めている我々も非常に実感しているところでございます。

次のページに移ります。

総務省の第一次報告書にも、今申し上げたことは言及されております。5Gが光ファイバの上で構築されることから、これからの5G時代においても光ファイバ及び局舎等を含む特別な資産の重要性は全く変わらないというのが、議論の前提になろうかと考えております。

次のページに移ります。

具体的に新規事業者の参入という観点で申し上げますと、やはり特別な資産を、どのような条件で、またどのように使うことができるのか、この点がNTT東西により可視化されていることが、我々にとってとても極めて重要だったと考えております。NTT東西が、特別な資産をNTT法と電気通信事業法の規律に沿って各事業者に公平公正に提供してくれるという前提及び安心感があってこそ、新規参入事業者は自分たちの独自性に注力し、新たな通信サービスを国民の皆様に提供することができると考えております。

次のページに移ります。

先ほど述べました、新規事業者の参入による公正競争の重要性や特別な資産の重要性が今後も変わらないことを踏まえますと、NTT法第一条の目的である安定的な電気通信役務の提供の確保の必要性は、現在においても変わるものではないと当社としては考えます。

次のページにいけます。

NTT東西の持つ特別な資産について、光ファイバ以外の資産についても重要性が高まっている点についても申し上げたいと存じます。

例えば、NTTが全国津々浦々、数千局の局舎をお持ちでございます。左側の図を見ていただきたいんですけども、従来のモバイル基地局の構成におきましては、BBUと呼ばれる信号処理装置は基地局の近くに設置されておりました。当社を含めた携帯各社が取り組んでいる仮想化の進展によりまして、右側の図のようにありますけれども、

B B Uに代わる基地局の制御機能はエッジクラウド、つまりデータセンター側に收容されることも増えてきているかと存じます。右側のネットワーク構成においては、局舎は光ファイバを收容するという従来の役割のみならず、基地局の制御装置を設置する拠点という新たな役割を担っており、今後さらに重要性が高まる可能性がございます。

次のページに移ります。

前のページの話は基地局の制御装置に限りません。5 Gの次の時代、B e y o n d 5 G時代のアプリケーションの特性を生かすためには、ユーザーの近くで各種のデータ処理をすることが求められると考えております。N T T東西が持つ局舎及びそれらをつなぐ線路敷設基盤といった特別な資産は、ユーザーの近くでのデータ処理の実現にはますます不可欠な設備となることが想定され、今後さらに重要性が高まると予想されています。

次のページに移ります。

先ほどの図をもう一度再掲させていただいております。N T T東西が敷設した光ファイバのみならず、公社時代に国民の負担によって築き上げられた土地、局舎、とう道、管路、電柱等については、民営化後40年たった今なお、むしろ重要性をさらに増加していくことが予想されます。

次のページに移ります。

局舎の重要性について追加で補足をさせていただきます。電柱や管路、とう道はまだしも、土地や局舎であるならば、新規事業者であっても自前で確保することができるのではという議論もあり得るかと考えております。しかしながら、通信に特化した局舎に求められる各種要件、このスライドの右側に書いておりますけれども、建築強度や電源の安定性、空調、配線設備などを考えますと、N T Tの持つ線路敷設基盤につなぐことを前提に、条件に合致した土地や物件を探し、それを数千局単位で構築するというのは、実務上、實際上極めて困難と言わざるを得ないと考えております。当時25兆円という国民の負担によってつくられた特別な資産は、その金額的な規模はもちろんのこと、通信に最適化されているという特異性を持って、やはり特別であると考えております。

次のページに移ります。

この特別な資産の重要性を踏まえ、局舎等に関わる現行制度について具体的な課題提起をいたしたく存じます。この表にまとめておりますけれども、現行の電気通信事業法の規律は、光ファイバ及びN T Tの設備に接続するための特別な資産にしかかけられて

おらず、それ以外の特別な資産の利活用については規律が定められていないと認識しております。

局舎を例に取りますと、第一種指定電気通信設備、つまり、NTT東西の設備ですが、このNTT東西の設備に接続するためにコロケーションすることが不可欠な設備、こちらについては、いわゆる義務的コロケーションとしての設備貸出に関するルールがございます。他方で、上記では不可欠とみなされていない設備につきましては、設置に関するルールは存在せず、一般コロケーションとして、NTT東西の利用部門が管理されている状況だと承知しております。

次のページに移ります。

このページは、2つのコロケーションの違いを総務省の報告書案より参考として引用しております。

次のページに移ります。

先ほどの制度の差分があることで、具体的に、では、こういった問題・課題があるかという点についてお話しさせていただきます。我々MNOを含めた各種電気通信サービスの提供事業者は、特別な資産を経由して光ファイバ網に接続したり、サービスの提供のために特別な資産に各種データサーバ等を設置しております。NTT東西の設備に接続するための特別な資産に関する規律は電気通信事業法にはあるものの、それはあくまでも特別な資産の利活用に関するほんの一部でしかないと考えているところでございます。

次のページに移ります。

前のページで申し上げました特別な資産の利活用の公平性を、現状どのように担保しているかという点ですが、これがまさに設備貸出ルール等を規律した電気通信事業法と、NTT法の業務範囲設定や累次の競争条件の両輪によって担保されていると認識しております。NTTグループのみが特別な資産を独占的に利活用する等、国民の資産の公共性が損なわれることがないように、NTT法の業務範囲規定や、累次の公正競争条件が機能していると認識しております。

次のページに移ります。

今回の発表のまとめになりますけれども、特別な資産というものは、国民の負担によって構築され、全ての電気通信サービスの基盤となる非常に公共性の高い資産と承知しております。この公共性に鑑み、特別な資産は通信サービスの提供といった公益に資す

るように運営される必要がございます。また、特別な資産は、先ほど申し上げましたけれども、5G時代においても、また、その次のBeyond 5G時代においても、さらに重要性が増すことが想定されています。この重要性に鑑み、資産がNTTのみならず全ての電気通信事業者に公平に使われるよう規律することが、NTTの独占性や巨大性の拡張を抑止するために不可欠だと考えております。

以上の趣旨に鑑み、現行のNTT持株及びNTT東西の業務範囲等の規制は課せられているものと承知しております。これら、あくまでも特別な資産を承継した特別なグループに対する法規律であることから、引き続き特殊会社法の規律を課すことが公正競争の確保の観点から極めて必要であると考えます。

次のページに移ります。

こちら、参考になりますけれども、仮に、前のページで議論したような規律を廃止し、特別な資産の公平性が担保されないのであれば、NTTグループから固定・アクセス部門、すなわち特別な資産を分離・国有化し、適切に管理させるべきではないかと、当社としては考えております。当社からの発表は以上でございます。ありがとうございました。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、4社のプレゼンが終わりましたので、意見交換に移りたいと思います。

発言御希望の方は手上げ機能で手を挙げていただければと思います。よろしくお願いいたします。それで、皆様の御質問、御意見を2つ、3ついただいてから、まとめて回答いただくと、こういうことにしたいと思います。

それでは、横浜国大の高橋構成員、よろしくお願いいたします。

【高橋構成員】 高橋でございます。

感想といいますか、コメントのようなことになってしまうのですが、公正競争の担保という意味では、特別な資産を持っているNTTグループを規律するNTT法を全部廃止するというのは現実的ではないと思っておりますが、一方で、組織の構造上、グループに分かれていろいろ縛りがあるために、冗長性があってコスト高になっている部分があるかなという気もしております。グループ経営にありがちなんですけれども、特に間接部門なんかは重複が非常に多かったりするわけで、その辺のところ、構造上、こういう冗長性があるということを、もしNTTグループから示してもらえると、そこをほぐすような改正なり何なりは必要かと思えます。これは、また、NTTのプレゼンであっ

た調達の方法に関しても同じようなことがいえるわけで、そういった意味では、そういうところ、最終的にNTTがコスト高の体質になってくると、負担するのは国民になるわけなので、そのところは注視したほうがいいかなと思いました。

以上、感想です。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、日本総研の大谷構成員、どうぞ御発言ください。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。

最初に、コメントを申し上げ、あと質問もお願いしたいと思っております。

まず、全体についてのこれからの議論の進め方ですけれども、各社からプレゼンいただいた内容は、それぞれの論点ごとに御意見のベクトルがそれなりにそろっているものでもありますので、資料2－3で示されているワーキンググループの検討項目ごとに、各社のコメントを公正競争上の論点ごとにプロットしていくという形でぜひ整理していただいて、それぞれ対比させて論点を抽出することができますと、全体としての公正競争への影響といったものを分析するのに役に立つのではないかと考えております。

その際に、今は規制を緩和したときに何が懸念されるかといったところを中心にプレゼンをしていただいているのですが、やはり一部には、現状の規制においてもその公正競争の阻害要因がまだ残っている、つまり、現状の規制が十分に有効とまで言えないのではないかという御意見も、例えば形式的な要件は満たされているものの実効性がないというような御意見もいただいておりますので、規制緩和の懸念と、現状の規制の有効性という2つの点で、評価できればいいのではないかと考えております。

次に、質問をさせていただけるとありがたいのですが、2つございます。

1つは、NTTの資料ですと6ページのところになりますが、NTT東西の統合に関するコメントをいただいております。NTT東西の事業がサステナブルであるという、あるべきだという考え方には非常に共感を覚えますが、他方、その支配力の強化に対して懸念するお声も上がっているところですので、そのNTT東西が統合されることによる支配力の強化というものがあるとすれば、それはどんな影響を及ぼすのか。例えば調達におけるバイイングパワーとかで他の市場に影響を与えるということも懸念されると思いますし、そういった不都合について何か懸念されるかというのを、特に競争事業者の方に教えていただくことができればと思っております。

そして2つ目ですけれども、NTTの資料によりますと、これは業務範囲規制について

ての御意見ですが、非電気通信事業に進出する可能性を見いだしたいということで、これは今も子会社を通じて実施されているということですが、ワンストップではないということの不利益の1つに挙げていらっしゃったと思います。しかし、ワンストップでなくても別に差し支えない部分は結構ありまして、金融の世界ではそのようになっているところもあります。子会社で実施されているということ、子会社でしか実施できないということに、実質的にどういう問題があるかというのを教えていただければと思っております。

他方、そういうことをお尋ねする理由としては、非電気通信市場に対する影響について、特にKDDIの方からは12ページや13ページのところで、ベンダーロックインであるとか、そういう御意見も出ていることから、そのところはより詳細に議論させていただければと思いましたので、御質問させていただく次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、お二方の御発言について、御意見の部分と御質問の部分がありましたけれども、特に大谷構成員の御意見の部分というのは、そういった形で整理をやっていただくということですので、事務局よろしく願いいたします。

それでは、各社にお答えいただきますけれども、NTTと、それから競争事業者の順で、高橋構成員と、それから大谷構成員の御質問についてお願いしたいと思います。

それでは、NTTからお願いいたします。

【NTT】 NTT、城所です。

では、御質問回答させていただきます。

まず、高橋構成員からコメントということでいただきましたけれども、間接部門等々の重複があってコスト高になっているのではないかと、そこに少し具体的な事例がもしあれば示してほしいということでございます。もちろんグループで間接部門というのはそれぞれ持っていますので、そういった非効率というのももちろん当然存在するわけでございますけれども、そういった特にNTT東西の間とかそういったところについては、また別途機会があれば少し具体的にお示しすることも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

それから、大谷構成員の御質問でございます。2点目の方でございませうか、NTT東

西の業務範囲規制で非通信のところに出ていくときに子会社だけでしかやれないというところにどういう不具合があるのかというところでございます。ここは、少し私の説明ではまだお伝えしきれていないポイントでございます。ありがとうございます。例えばワンストップでないということはもちろんあるんですけども、子会社を使って提案するということが自体が必ずしも不具合だと申し上げているつもりではなくて、子会社を、あるいはパートナーの皆さんと連携してやるということも往々にしてございますし、それはそれでそういったメリットがあります。一方で、それしかできないとなると、やっぱりワンストップでまとめてやった方が効率がいい場面というのもあることに加え、本体でできないものを全部子会社にすると、まさにさきほどの高橋構成員の御質問にもかぶるのですが、会社にする以上は間接コストを含めて全部企業体としてリソースを分散配置しなきゃいけない。営業リソースも、ワンストップでやれば1人でできるものを2人、あるいは複数人会社を分けて配置しなければいけません。ノウハウも別々に考えなきゃいけないと、こういったようなことになってまいります。それが、お客様から見てもそういったところのノウハウを分散している状態で提案をされるということになりますので、そういった面で、我々自身も非効率になる部分もありますし、特に子会社の場合は限られた経営リソースで、ミニマムスタートをしなきゃいけないので、なかなか収支上も潤沢にリソースを張るということができないという意味では、なかなか難しい局面もあるということで、何でも子会社ならできますよねということにもならないというのが実態でございまして、両方の選択肢をできるような柔軟な形にしていきたいというのが私どもの考えているところでございます。

以上になります。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、大谷構成員の最初の質問に関して、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの順で、御意見、御回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【KDDI】 それでは、KDDIから先にお答えさせていただきます。

もともとNTT東西のヤードスティック競争というのが当時想定されていて、これは持株会社制によって機能しなかったということですが、これまで競争してきている中で、電力系の事業者であるとか地域通信についても、10地域、電力系で言えば設備競争で参入されていて今設備競争が一定程度機能しているということはあると思います。

ですので、ここでNTT東西が一体化するということがさらに強くなるというのは、

そこは非対称規制がどこまで必要かという話とか、そういった辺りを検討する必要があるのかなと思っています。

また、我々のような、電力系の事業者であつたりNTT東西であつたりから、加入者回線として光ファイバ等をお借りする立場にある事業者として言えば、複数の事業者が切磋琢磨してやられていることが、NTT東西の間でも差分があつたりする場合もありますので、こういったものというのは非常に有効でして、やはり複数事業者が競争しているということは健全な市場ができるということで必要じゃないかと考えております。

それから、我々が質問されたわけではないかもしれませんが、先ほどのNTTグループのワンストップのお話について、我々の資料で申し上げたとおりでして、NTTグループは子会社が多数ありますので、その中でボトルネック設備というか特別な資産、あるいはNTTデータの公共インフラとは結びつかないところで、子会社を通じて事業を行っていただくことは可能です。先ほど大谷構成員からもありましたけれども、他の業界で見てもワンストップでない形というのは、多くありますので、ここはどちらかというところ、お客様のインターフェースをどうするかというところかとは思っています。ですので、必ずしもワンストップが必須ということでもないのかなと考えております。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、ソフトバンク、お願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。

KDDIの意見とちょっと重複しているのですが、まず、NTT東西統合の観点に関しては、大谷構成員がおっしゃられたような調達パワーの増大というのが1つ懸念です。

あと、我々のヒアリングの中の10ページ、そちらで述べさせていただいていたように、実際ヤードスティック競争は機能していないのですが、NTT東西の料金とか運用が変わっているというところを、NTT東西が分かれているからこそ、我々がそこに対して本当に効率的なのかというような検証が現状ではできるんですが、仮にNTT東西が全く一緒になってしまうとそこも見えなくなってブラックボックスになるということは非常に問題と思っています。

おそらく地域系とかケーブルテレビ事業者は、我々全国事業者よりここに関しては非常に強く懸念を持たれていると思いますし、地域メディアの衰退とかそういうことにつながらないかということに関しては、地域事業者ですとかそういう地方の会社の声もし

っかり聞いていただく必要があるかなと思っています。

もう一つ、ワンストップに関しましては、そもそもこの話に関して言うと、NTT東西とかNTT持株がいろいろやられたいということに関して、別にグループ会社でいいじゃないかというのが我々の基本的な考えです。一気通貫である必要があるかないかみたいな話はあるんですけども、当然我々も別に一気通貫でいろいろなサービスをやっているわけではないので、そこはNTTグループ内に規制がかからない会社はいっぱいいらっしゃいますし、そういう会社もつくれますので、そこで対応していけばいいかなと思っています。共通コストみたいなところの少し損が出てしまう部分に関しては、有効化みたいなことは何らかしていけばいいとは思いますが、やはりNTT東西に関しては特別な資産を持っているというような特別な部分がございますので、そこはある程度やむを得ない、多少コストの部分が調達や間接部分でダブルにかかっても仕方ないと我々としては考えている次第です。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、楽天モバイル、お願いいたします。

【楽天モバイル】 前の2社がおっしゃったことと重なるところがありますが、我々のプレゼンの中でも、新規事業者の立場として申し上げたことですが、特別な資産に関して、どのような条件でどのように使うことができるのかという点が、これまでNTT東西によって非常にクリアに可視化されてきたところです。可視化されている中には、NTT東西が別々の事業者としてしっかり見える化されることに比べることができることによって、我々もいわゆる公平公正に提供して下さっているという前提もありますけれども、そういう安心感があるということが、果たして先ほど申し上げた議論にありましたNTT東西が統合されたときに担保されるのであろうかというところは、非常に我々としては不安があると言わざるを得ないと考えております。

先ほど申し上げましたけれども、NTT法第一条の目的、安定的な電気通信役務の提供の確保というのが、これが今後もずっと担保されるということが極めて重要なところでありまして、組織の議論、効率性の議論の中で、そういうところがどうしてもおざなりになっていくことや、いつの間にか変わってしまうということを非常に懸念しているというのが先ほどいただいた構成員からの御質問に対する我々の回答でございます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、他の方の御質問、御意見を受けたい

と思います。大橋主査代理、お願いいたします。

【大橋主査代理】 ありがとうございます。

まずコメントと、あと御質問になります。まず、コメントですが、今回公正競争ワーキングですが、この公正競争とは何かということは、しっかりべき論として議論はすべきかなと思います。今回、ヒアリングで特別な資産という言葉が何度も出てきましたけれども、この特別な資産ということと、競争の公正性とは何かということが論点になっていると思うわけですが、この公正競争とは何かということを私が思うに、特別な資産を他事業者が継承しても十分に経営ができるだけの環境が整備されているというのが公正競争なのかなと思っています。この特別な資産は、メンテナンスするのも相当なコストがかかるはずですし、どれだけ利潤が上がっているのかということのもよく分からないわけですが、これがあるからいろんな義務も付いてくるということではあると思います。一方で、しっかりそれが経営の中でこなされていないと、そもそも維持することも難しくなって、KDDIやソフトバンクから国有化という案も出ましたけれども、本当に国有化することがいいのかというのは相当程度議論しないとイケない話でもあるのかなと思ひまして、民間の中で、どうやってこれを経営の中でこなしていくのかということをしっかり議論しなければいけないということなのかなと思ひました。

以上がコメントです。

また、せっかくの機会なので、今回特別な資産に関する懸念事項として各事業者から出てきたものを、NTTがどう思われているのかというのは、御回答される機会があってもいいのかなというのが1点と、あと、他の事業者の方々に、今回NTTからいくつか御提案のあった、例えば非電気通信事業に出ていくことについてどうかとか、しっかり第一種指定電気通信設備の制度を維持した形での業務範囲の見直しであるとか、あるいは禁止行為規制の在り方についても、NTTドコモについて論点があったところ、こういったところについて特段他の事業者から御指摘なかったと思うので、その辺り、コメントいただければいいのかなと思ひました。

ありがとうございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、今、御発言の御希望ないので、まずは御質問に対してNTTから順にお願いしたいと思います。まず、NTT、いかがでしょうか。

【NTT】 NTTでございます。御質問ありがとうございます。

特別な資産ということで、今各社の皆様からいただいたコメントに対してでございます。

まず、管路、とう道等、特別な資産は事業者にもお使いいただいている重要な設備であるということは我々も重々認識をしておりますし、それについては先般から申し上げているとおり、引き続き公平公正に提供し続けていくということでございます。

一方で、資産というものを、例えばいつまでそれが重要な資産であるかどうかというのは、これはイノベーションがどんどん加わっていくことによって、イノベーションによってその重要性というのがまた変わってくるということでございます。もちろん、それでさらに重要度が増すという御意見もあると思いますし、一方で、中には重要度が下がるもの、あるいは事業者も含めて誰ももう使わなくなるような設備、あるいは特別な資産、例えば管路みたいなところだとかいうところでも、エリアによってはそういうものが出てくるかもしれません。また、以前は使っていた技術ですけど、その技術を全く使わなくなることによって、その土地、局舎等も不要になるというケースもあったりしますし、これからもそういったケースは出得ると思いますので、まさに先ほど大橋主査代理のコメントもいただいたとおり、コストをどこまでかけてそれをキープするのかというところは、必要なものは残しつつも、一方で効率性はしっかりと追求するということがセットでないとサステナブルにならないということだと思います。

したがって、そういったところの一定の自由度というものはぜひ設けていただく必要があると思っていますので、そこについては、ぜひ御検討いただきたいというのが、今の私どもの考えでございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、KDDIからお願いいたします。

【KDDI】 KDDIです。

今、NTTが最後に述べられたところが少し気になって、そこを先にお話させていただきます。

これは大橋主査代理のお話の中にもありましたけど、特別な資産を経営の中でこなし、成り立たせていくということ、これは大前提かと思います。そういう意味で、効率性を追求されるのはあるのかなと思いますが、一方で、自由に売却していいとか譲渡していいかという、それはそういう話ではないと思います。これは、通信を使って安全安心な生活ということを考えると、ここは国のコントロールがあるので、そう簡単な議論ではないかと、ここは慎重に扱うべきだと思っています。

あと、非電気通信事業であるとか業務範囲規制といったところ、ここは先ほどの大谷構成員の御質問とも関連しますが、やはり特別な資産をお持ちですので、これを持っている、あるいは巨大なグループを形成されていますので、そういった総合的な競争力ということを考えると、公正競争の観点で、やっぱり業務範囲規制は必要であると考えます。それから、特別な資産ということで、これはソフトバンクの意見にもあったかもしれませんが、これは安定的に守らなきゃいけないということで、他の事業のリスクにさらしてはいけない、こういったこともあろうかと思います。

それからあと、禁止行為です。これについては、単純にシェアの問題だけではなくて、総合的な事業能力、支配力といったことを評価して決められているものだと思いますので、ここも特別な資産だとか、グループのいろいろな大きな会社があるというところを総合的に勘案する必要があるので、単純な議論ではないということで、現状NTTグループの中にあるNTTドコモに禁止行為規制がかかるというのは適切と考えております。

以上です。

【山内主査】 それでは、ソフトバンク、お願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。

1点目の非電気通信事業に出ていくというお話に関しては、プレゼンと重複するんですが、やはりNTTのグループ会社はたくさんいらっしゃいますので、そこでやるのではなぜいけないのかといったところを、もう少し明確にしてもらわないといけないと思っています。

プレゼンの中でもお話ししましたが、例えば半導体のようなところに出ていったときに、やはりリスクが今後中期的には起こり得るところもあって、そこが特別な資産のリスクとして脅かされるということはあってはならないので、基本的にはグループの中でうまくやっていくことで問題ないのではないのかということを逆にNTTにはお聞きしたいと思っています。

あとは、禁止行為規制の話に関しては、説明は割愛しましたが、弊社の資料の27ページ目の上から2番目に書かせていただいていますので、後で御覧いただければと思いますが、基本的にNTTドコモに関しては、シェアや複数のいろいろな条件、NTTのアクセスを持っているグループ会社がいる等、複合的な観点で禁止行為規制が適用されている事業者指定されているというような理解をしています。そういった事情は

他の二種指定事業者と全く状況が違いますので、我々、他の事業者に対して禁止行為規制というのは、我々の考えとしては、明らかにおかしいのではないかと考えています。

いずれにしても、我々はMVNOに対して、各種いろいろなデータ、接続料の話ですとか接続ルールの話ですとか、交渉上の優位性を濫用しないような形でルール形成というものは並行していろいろ行われていますので、そこで十分であるということが弊社の考えでございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。楽天モバイル、お願いいたします。

【楽天モバイル】 他の2社とも重複してしまい申し訳ないのですが、先日、我々からパブリックコメントでも出させていただきましたとおり、NTT法の第一条で、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ることとされております。我々としては、国民の大切な特別な資産を引き継がれているNTTが、他事業の財務的な影響を受けることなく、全国に広がる光ファイバ網のサービスを安価、公平、安定的に提供することであると考えております。ですので、先ほど非電気通信事業に進出した場合の話、もしくは国際競争力強化のために経営の自由化という議論もございますけれども、それらの通信以外の事業展開が失敗したときに、一体どのような責任を取るのか、あるいは財務的な影響をどのように分離するのか、そういった点が、我々としては議論が全く尽くされていないと考えておりますので、そこら辺が担保されない中で、ほかの事業にNTTが積極的に出ていくということに関しては反対であると考えております。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。その他の御質問、御意見いかがでしょうか。

【矢入構成員】 感想と、あと御質問をさせていただきたいと思います。

今日、大変熱い議論をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。聞いている身としては、やはりNTT以外の3社の議論は、説得力が非常に強いなという印象を受けました。この状況で、逆にNTTとしては、反論とかというのはおありになるんじゃないかなと思って、反論の話になるのを少し待ちつつ聞いておりました。もしも、今の時点でNTTの方でさらに強く主張されたいこととかありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

【山内主査】 ありがとうございます。NTT、いかがでしょう。

【NTT】 NTT、城所です。御質問ありがとうございます。

いくつかいろんな論点が提示されてございますので、一概にまとめて言うのは非常に難しいところではございますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、特別な資産を放棄すると申し上げているつもりでもございませんし、引き続きN T T東西の役割というのは重々認識をしておりますし、N T T東西のネットワークを提供するということをしっかりとやっていくということは大前提でございます。

その点において、電気通信事業法そのものを何か緩和していただきたいということを申し上げているというつもりは毛頭ございません。むしろ、そういったことの担保が難しい、できていないということであれば、それは新たに事業法の上で、先ほど申し上げたとおり、一種指定のところから勝手に外れないようにするといった措置も含めて、現状のN T T東西の役割というものを担うための担保措置というのを強化いただくということも、場合によってはやっていただくということではないかと思っている次第です。

一方で、N T T東西の業務範囲規制は、今特別な資産を持っている中で、そこに出るべきではないのではないかということで御意見がありましたけれども、N T T東西は、自身のネットワークを提供するという役割と、もう一つ、地域の会社として地域に根差してエリア活動をやっていくということをメインミッションとしている会社でございます。一方で、昨今もI C Tというものというものは非常にワンパーツ、ツールということになっていまして、今、地域の困りごととは何かというと、例えばエネルギーであるとか環境であるとか、一次産業をどうやって起こしていくだとか、まちおこしをどうするかとか、非常に大きなテーマでございます。そういったところにフルスタックで全てきちんと提案として、I C Tだけのパーツの御提案という形ではなく持っていくということが非常に求められているところで、先ほど申し上げましたが、子会社でやれる、やった方がよいケースもあればそうでないケースの両方があると思っています。それは、例えば子会社でやるということは、それなりにコストをかけて会社を起こしてやることになりますが、まずはそういったことをテストマーケティングとしてやるという段階で全て子会社というのは非常に非効率ですし、お客さんにとっても契約の相手が増えて手間がかかりますし、そういう意味でも、今御相談いただいているところにまだワンストップで答えられていないと、お答えできていないというところも実際ありますので、そういったところにしっかりとやっていくということを考えております。

一方で、電気通信市場における公正競争、ここは変えず、今までどおりのルールをしっかりと守っていくということをしつかり担保する仕組み、そして必要であれば担保を

していただくということでやっていけばいいのではないかと考えてございますので、そういう意味では、皆さんが懸念されているような、重要な資産を危険にさらして、そっちのけでそういうことをやりたいだとか、あるいは研究開発も含めて、そこに多額のコストをかけて会社の経営が傾くのではないかとといったことは、当然そのようなことをやるつもりはないですし、研究開発に関して言いますと、今も基礎研究にかけている金額というのは1,200億円ほど年間でございます、それで今 I OWN、十二分に補助金もいただきながら推進をしているところですので、今後これが少し増えていく可能性はあるにしても、それがいきなり何倍、何十倍になるようなことは想定していません。今まさに I OWNの仕込みで一番重要な時期で、これぐらいの規模でやっているということからするに、そこについて懸念されていることが起こるということはずないと思っておりますし、そういうことをやるつもりもないということでございます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。矢入構成員、よろしいですか。

【矢入構成員】 ありがとうございます。

【山内主査】 それでは、西村構成員、何か御質問、御意見ございますか。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。

先ほど大谷構成員の方からもありましたように、結構いろいろな論点についてそれぞれの意見が出ていますので、それをまとめていただくと、見えてくるものもあるのではないのかなと思います。NTT法を今すぐ廃止するということについては、それはないよねという共通はありますけれども、その中身については、一部変えていくというものも見えてきたのではないのかなと思いますので、少しまとめを見てみたいなと思っています。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。まだ若干時間がございますけれども、構成員の方あるいはオブザーバの方でも、御発言の御希望があれば、いかがでしょうか。テレコムサービス協会から手が挙がりました。どうぞ御発言ください。

【テレコムサービス協会（佐々木）】 テレコムサービス協会の佐々木です。NTTに、1点だけ資料の中で御意見の確認をさせていただきたいところがありまして、オブザーバですが、発言をさせていただきたいと思っております。

資料11ページになりますが、これは、NTT持株の業務範囲規制ということで、NT

T持株が事業を実施できるような見直しを行い、機動的な事業展開を可能としたいという、その理由の中に、研究所を持っているにもかかわらず事業を直接行うことができないため、研究成果を事業化する際に、リスクを取って自ら推進できず、いわゆる死の谷を越えられないというものを書いていただいているところです。この記載の内容であれば、例えば研究成果の事業化をし、立ち上げ時の赤字が黒字化転換したところで、業務を売却する、譲渡するという規制であったとしても、そのようにNTT持株の業務範囲規制を変えるということで構わないということなのか、それとも黒字化した後も引き続き業務をやりたいということなのか、そこが少しはっきりしないので、このページにつきまして、少し追加で御説明をいただければ理解が促進されるのではないかなと思いました。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。では、NTT、いかがでしょう。

【NTT】 NTT、城所です。御質問ありがとうございます。

御質問いただいた点については、ケース・バイ・ケースになろうかと今は想定しております。現時点でこういったものというのが明確に想定されているわけではなくて、将来の話としてではございますが、御指摘いただいたとおり、ある程度軌道に乗ったところで事業を売却するという選択肢もあり得ると思いますし、そのときに逆に売却先がないとか、あるいは別な理由で継続したほうが良いという判断がなされる場合ももちろんあるかと思うので、その時点で都度都度判断をしていくというのが実際だと思っております。逆に、最初からそこを決めるということもなかなか難しいのではないかなと思ってございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。ソフトバンク、お願いします。

【ソフトバンク】 質問というよりコメントなのですが、当社の主張としては、NTTの競争力の向上みたいなものを特段否定しているわけではありません。我々としては、基本はNTTグループ全体で取り組めばいいというような理解をしています。

今回、第一次答申の中で、研究開発のところとかが、一部規制緩和の方向に進むと思いますが、それが行われるならば、ある程度、あとは固定の県内業務のところをどうするかといったものはあるかもしれませんが、基本的に第一段階目の法改正で、おおむねNTTの競争力に関する法改正は一段落つくのではないかなと思っています。

ですので、第一段階目の法改正以後の今後の検討に関しては、やはりNTT法なり事業法なりの維持強化というものが基本線になるのではないかと考えていますというのが1点です。

もう一つは、これは今日のお話でもNTT法廃止をすぐやるのは難しいと一定の認識を持っていただいている方が多いということで、少し安心しているところではあるのですが、すけれども、そもそも、我々のプレゼンの23ページのところでも述べさせていただいてはいるとおり、基本的には事業法で規定すればいいと言うのは少しどうかと思ってまして、難しいというところもあります。そのスタディーができていない状況ですので、やはり今規定してあるものですから、NTT法に規定できるのは間違いないと思っています。ですので、NTT法を維持して、必要なものを多少いじるというのはあると思うのですが、特にユニバーサルサービスなどに関しては、ブロードバンド時代を見越して対応している部分はあると思いますけれども、基本的には法体系自体が変わることとは、我々としては、少ししっくりこないというか、意識としては全く合わないなと思っている次第です。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

本日は、4社にプレゼンいただきました。公正競争の確保の在り方ということについて、大変内容が充実しておりまして、ありがとうございました。

それで、皆様におかれましては、今後の検討に資するということで、先ほど構成員の方からも複数ございましたけれども、御意見を各検討項目に一対一対応するような形でまとめた資料をお作りいただけませんかでしょうか。御質問の方も、やはり各社の違いというものを明確にしたいというような御質問が多かったと思いますので、そういった資料を御作成いただいて、それらを事務局で取りまとめるという形にしていいただければと思います。お手数ですが、よろしくお願いいたします。

それから、今日は御欠席の方もいらっしゃる場所、御欠席の方または追加的な質問があるという方は、事後的に事務局宛にメールで、その内容をお伝えいただければと思います。特に御欠席の方に対しては、そういったことを事務局から周知いただければと思います。

本日は、ヒアリングを行い、大変活発な御議論ができたかと思います。皆様に感謝す

る次第であります。

それでは、最後に、事務局から今後の予定について御説明願いたいと思います。

【事務局（田中）】 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。

よろしくお願いいたします。

【山内主査】 ありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。御協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上